

# 岐阜県公報

号 外 (九) 令 和 三 年 四 月 一 日

## 目 次

### 規 則

岐阜県女性相談センター運営規則の一部を改正する規則  
岐阜県立千草寮運営規則の一部を改正する規則

(子ども家庭課)  
(同)

九 一<sup>ページ</sup>

## 規 則

岐阜県女性相談センター運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十一号

岐阜県女性相談センター運営規則の一部を改正する規則

岐阜県女性相談センター運営規則(昭和三十二年岐阜県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第七号様式までを次のように改める。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日  
金曜日)

発行

(休日  
に当たる  
ときは翌日)

令和三年四月一日

第1号様式 (第2条関係)

第 号  
年 月 日

様

岐阜県女性相談センター所長

## 移 送 通 知 書

下記の者を移送しますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、措置の結果につきましては、別紙措置結果通知書によりご報告ください。

## 記

ふりがな 氏 名	生年月日 年 月 日 ( 歳)
職 業	
現 住 所	( ) ー
経由機関	
相談の概要	
備 考	

第2号様式 (第2条関係)

第 号  
年 月 日

様

岐阜県女性相談センター所長

連 絡 通 知 書

下記の者について、

よろしくお取り計らい願います。

記

ふりがな 氏 名	生年月日 年 月 日 ( 歳)
職 業	
現 住 所	( ) ー
経由機関	
相談の概要	
備 考	

第3号様式 (第2条関係)

第 号  
年 月 日

岐阜県女性相談センター所長 様

関係機関の長

措 置 結 果 通 知 書

年 月 日 第 号により移送を受けた について、  
下記のとおり報告します。

記

<措置の概要>

第4号様式 (第5条関係)

年 月 日

岐阜県女性相談センター所長 様

申請者氏名

生年月日

年 月 日

一時保護申請及び誓約書

下記の理由により一時保護施設で保護されるよう申請します。

また、一時保護施設においては、定められた諸規程をかたく守り、もし自己の責めに帰する理由により施設に損害を与えた場合は、その損害を賠償することを誓います。

記

本人の 状況	申請直前 の現住所						
	国 籍	日本 ・ 外国 ( )					
	職 業				健康状態		
同居家 族の構 成	氏 名	生年月日	続柄	職業 学校	生計の 状況	同伴者 (○印)	健康状態
一時保護を希望する理由							

第5号様式 (第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

岐阜県女性相談センター所長



## 一 時 保 護 決 定 通 知 書

下記のとおり、一時保護を決定したので通知します。

## 記

保護開始年月日	年 月 日
一 時 保 護 決 定 者 氏 名	年 月 日 生 歳
同 伴 者 名 氏	1 年 月 日 生 歳
	2 年 月 日 生 歳
	3 年 月 日 生 歳
	4 年 月 日 生 歳
	5 年 月 日 生 歳
備 考	<p>&lt; 教 示 &gt;</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>

第6号様式 (第6条関係)

年 月 日

岐阜県女性相談センター所長 様

申請者氏名

生年月日

年 月 日

一 時 保 護 終 了 申 請 書

下記の理由により、一時保護の終了を申請します。

記

保護開始日	年 月 日	保護終了日	年 月 日	保護期間	日
生活を始める住所	( ) -				
今後の仕事及び勤務先	職 業				
	勤務先				
一時保護の終了を希望する理由及び今後の生活設計					

第7号様式 (第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

岐阜県女性相談センター所長



## 一 時 保 護 終 了 決 定 通 知 書

下記のとおり、一時保護の終了を決定したので通知します。

## 記

保護終了年月日	年 月 日
一時保護終了者 氏 名	年 月 日生 歳
同 伴 者 名 氏	1 年 月 日生 歳
	2 年 月 日生 歳
	3 年 月 日生 歳
	4 年 月 日生 歳
	5 年 月 日生 歳
備 考	<p>&lt;教示&gt;</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>



附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立千草寮運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十二号

岐阜県立千草寮運営規則の一部を改正する規則

岐阜県立千草寮運営規則（昭和三十四年岐阜県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「入寮」を「寮に入所」に改め、同条第二項中「入寮を」を「入所を」に、「入寮申請書」を「入所申請書」に改め、同条第三項中「入寮措置を」を「入所措置を」に、「入寮措置決定通知書」を「入所措置決定通知書」に改める。

第四条の見出しを「（入所期間）」に改め、同条第一項中「入寮した」を「入所した」に、「入寮者」を「入所者」に、「入寮措置」を「入所措置」に、「入寮期間」を「入所期間」に改め、同条第二項中「入寮者」を「入所者」に、「入寮期間」を「入所期間」に改め、同条第三項中「入寮期間延長決定通知書」を「入所期間延長決定通知書」に、「入寮者」を「入所者」に改める。

第五条中「入寮者」を「入所者」に改める。

第六条第一項中「入寮者」を「入所者」に改め、同条第二項中「入寮者」を「入所者」に、「事務所」を「事業所」に改める。

第七条から第九条までの規定中「入寮者」を「入所者」に改める。

第十条の見出しを「（退所）」に改め、同条中「入寮者が」を「所長は、入所者が」に、「場合」を「とき」に改め、「所長は」を削り、「入寮者を退寮」を「入所者を退所」に改め、同条第二号中「入寮措置」を「入所措置」に改め、同条第四号中「入寮期間」を「入所期間」に改める。

第十一条の見出しを「（退所申請書）」に改め、同条中「入寮者」を「入所者」に、「退寮しよう」と「退所しよう」を「退所しよう」に、「退寮申請書」を「退所申請書」に改める。

別記第一号様式中「入寮申請書」を「入所申請書」に、「氏名」を「<sup>㊦</sup>」に改

める。  
併せて「入寮したい」を「入所したい」に改

め、別記第二号様式を次のように改める。

## 第2号様式 (第3条関係)

入 所 措 置 決 定 通 知 書	
第 年 月 日	
様 岐阜県女性相談センター所長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
入所措置を決定しましたので通知します。	
ふりがな 氏 名	
生年月日	年 月 日
入所期日	年 月 日
入所期間	年 月 日 ~ 年 月 日
入所理由	
備 考	<p>&lt;教示&gt;</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>

「入寮期間を」や「入所期間を」に「入寮期間」や「入所期間」に改める。

備 考

を

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

備 考

に

2 この処分に不服があるときは、上記の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

改める。

別記第四号様式を次のように改める。

第4号様式 (第11条関係)

岐阜県女性相談センター所長 様	年 月 日
申請者 生年月日	年 月 日
退 所 申 請 書	
下記の理由により退所したいので申請します。	
記	

(退所理由)

退 所 先 等	申 請 者	退所先		引 受 人	住所	
		就職先			氏名	
					職業	
		申請者と引受人との関係				

退 所 予 定 年 月 日	年 月 日
---------------	-------

(千草寮を管理する者の意見)

(千草寮を管理する者) 役職 氏名

(女性相談センター所長の意見)

年 月 日

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

令和三年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社